

可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第10期)策定業務に おける公募型プロポーザル実施要領

1 本目的

介護保険法第117条第1項の規定により、3年を一期とした介護保険事業計画を定めることとされています。また、同計画は老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画と一体として作成し、その他の関連する諸計画との調和を図ることとされています。

可児市においては、高齢者が元気で安心して暮らせるまちを目指す中で、介護保険における保険給付の計画的な推進とともに、人と人との支えあい活動を重視した地域づくりを発展させていくために「可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第10期)」(以下「計画」という。)を策定します。

今回、本業務を委託発注するにあたっては、プロポーザル方式により提案内容を審査し、事業者を決定することとします。

2 基本的方向

現計画(第9期)の検証、給付実績の分析及び国が示すニーズ調査等によって高齢者の保健福祉サービスの実態や必要性を把握し、可児市独自の高齢者総合福祉の将来像を掲げるとともに、介護保険制度の改正内容を踏まえた事業推進のための具体的施策目標を定めます。

また、令和9年度から令和11年度までの3か年の介護保険料を決定します。

3 業務の概要

(1) 業務の名称

可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第10期)策定業務

(2) 業務内容

「可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第10期)策定業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで(令和7年度から令和8年度までの2か年の継続事業)

(4) 委託料の上限額

7,740,000円(消費税及び地方消費税を含む)

内訳 令和7年度業務 3,740,000円

令和8年度業務 4,000,000円

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく民事再生手続開始の申立がない者であること。

- (3) 可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年可児市訓令甲第47号)に基づく排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (4) 可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領(平成3年可児市訓令甲第2号)及び可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 可児市又は他の地方公共団体の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画等を含む福祉に関する行政計画の策定支援業務を令和元年度以降に受託し、完了した実績があること。
- (6) 主担当者として高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の業務実績がある人員を本業務に従事させること。

6 実施スケジュール(予定)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 実施要領等の公表 | 令和7年7月23日(水) |
| (2) 質問受付期間 | 令和7年7月23日(水)～7月28日(月) |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年7月30日(水) |
| (4) 参加表明書等の提出期限 | 令和7年8月6日(水) |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年8月20日(水) |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和7年9月5日(金) |
| (7) 審査結果通知発送 | 令和7年9月中旬 |
| (8) 契約締結 | 令和7年9月下旬 |

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 質問書の提出期限

令和7年7月28日(月)午後5時

(2) 提出方法

質問書(様式5)を作成し「12担当部署」へ電子メールで送付すること。電子メールの標題は「プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

なお、電子メール送信後、確認のため併せて電話による連絡を行うこと。

(3) 回答

質疑に対する回答は、可児市ホームページに公開します。なお、質問及び回答は、この実施要領の追加あるいは修正とみなします。

8 参加に係る書類の提出

(1) 提出書類

提出書類	記入内容	様式
①参加表明書	別紙様式による	様式1
②会社の業務実績届出書	令和元年度以降の同種・類似業務の実績について記載してください。	様式2
③主担当者経歴書	令和元年度以降の主担当者の経歴・資格・業務実績等について記載してください。	様式3

④企画提案書 (表紙)		様式4
⑤企画提案書 (本文)	本業務に関する提案書 「9 企画提案書」を参照してください。	様式任意
⑥業務工程表	仕様書を踏まえ、参加者が取り組む業務の工程表を作成してください。	A4判用紙 様式任意
⑦概算見積書	本業務に関する提案書の内容に基づいた概算見積もりを、上記業務内容により年度別に作成の上、合計見積金額を提示してください。(消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込で記載) また、仕様書内「10 作業内容」の項目ごとの内訳金額も示すこと。	A4判用紙 様式任意

(2) 提出部数

- ア 参加表明書(上記様式①) 1部(Word等での提出を可とする。)
- イ 正本(上記書類②～⑦) 1部(社名等を表記すること。)
- ウ 副本(上記書類②～⑦の写し) 9部(社名等が特定できる記載は全て削除すること。)

(3) 提出期限

- 上記書類①～③の正本 令和7年8月6日(水) 午後5時
- 上記書類④～⑦の正本及び②～⑦の副本 令和7年8月20日(水) 午後5時

(4) 提出方法

「12 担当部署」宛てに郵送、宅配又は持参して提出すること。持参する場合、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送又は宅配の場合は、提出期限までに到着した書類のみ受け付けるものとする。

9 企画提案書

(1) 体裁

- ア A4判両面印刷とし、10枚(20頁)以内を目安に作成すること。
- イ 文字の大きさは11ポイント以上を目安に作成すること。
- ウ A3判の資料は、片面で印刷しA4サイズにゼット折とする。

(2) 提案項目

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成すること。また、企画提案書内では、次の事項を明らかにすること。

ア 計画策定に当たっての基本的な考え方

可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)を踏まえ、続く第10期計画の策定に、どのように取り組んでいくべきか、また、第10期計画をどのような計画としていくべきと考えているのか等、本業務の実施に当たっての参加者の基本的な考え方について記載すること。

イ 基礎調査の内容

第10期計画を策定するために必要と思われる現状把握の具体的な方法や分析方法について記載すること。

ウ 計画策定に向けた論点・課題の抽出及び整理

現状把握の結果等から、第10期計画策定に向けた論点や課題の抽出、策定の方向性等、具体的な

取組を記載すること。

エ 市民等の意見を把握するアンケート調査等の実施及び支援

本業務で実施する各種アンケート調査、その他効果的に市民等の意見を把握するための具体的な方策を記載すること。

オ 計画の策定支援方法

第10期計画の骨子案、素案を取りまとめていく際に、参加者が行う具体的な支援の方法について記載すること。

カ 進行管理・マネジメント手法

本業務の実施スケジュールを適切に管理するための進行管理やマネジメントの取組について記載すること。

キ その他

上記に挙げる事項のほか、参加者独自の提案があれば記載すること。

10 審査方法等

(1) 審査

ア 可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第10期)策定業務業者選定審査委員会が、本要領に基づく企画提案書の審査を行う。

イ 審査基準及び審査項目を基に総合的に審査する。

ウ 企画提案書の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価点の最上位者を契約候補者、次点とされた者を次点者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、評価配点合計の6割以上であれば、第1位の契約候補者とみなす。

(2) 審査基準

ア 審査内容及び配点については、別紙「可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第10期)策定業務 業者選定審査基準」による。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備無く提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。

ア 日時・会場

令和7年9月5日(金)可児市役所 4階第3会議室
詳細は、別途参加者に通知します。

イ プレゼンテーション時間 25分程度

説明 20分以内

質疑応答 5分以内

(準備・後始末は別に5分程度)

※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとする。

ウ 参加人数

3人以内とする。

エ 使用機器類

プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、参加者で用意すること。
(HDMIに接続できるパソコンをお持ちください。)

(4) 失格事項

次の各号に該当するものは失格とし、審査の対象とはしません。

- ア 提出書類に虚偽の記載があるもの。
- イ 期限内に提出されなかったもの。
- ウ 実施要領に定める手続き以外の方法で、事務局や関係者に直接、間接を問わず連絡を求めたものの。
- エ 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。
- オ 契約締結までに「5 参加資格要件」に記載の要件を満たさなくなったもの。
- カ その他、本要領に違反するもの。

(5) 審査結果

- ア 審査の結果は、文書によって参加者あてに通知します。なお、電話や手紙等による結果問い合わせには一切応じません。
- イ 審査結果に関わらず、プロポーザルに要する費用は、提出者の負担とします。
- ウ 審査結果については、何人も異議を申し立てることはできません。

11 その他

- (1) プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退書(様式任意)を提出してください。この場合、以後不利益な取扱いを受けることはありません。
- (2) 企画提案書に盛り込まれた内容がそのまま業務委託の内容になるとは限りません。詳細な業務内容は、契約締結時の仕様書によります。
- (3) 参考図書(可児市ホームページに掲載)
 - ア 可児市市政経営計画
 - イ 可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)
 - ウ 可児市地域福祉計画(第4期)

12 担当部署

可児市福祉部介護保険課 介護保険係
(平日午前8時30分から午後5時15分)
住所 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地
電話 0574-62-1111(内線 3223)
電子メールアドレス kaigohoken@city.kani.lg.jp